

平成 27 年 6 月 24 日

東京都知事
舛添 要一 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会
会長 宇賀 克也

東京都情報公開条例第 34 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 27 年 4 月 24 日付 27 主課課第 30 号により、当審議会に対して諮問された「地方税の賦課事務（個人事業税）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「地方税の賦課事務（個人事業税）に係る 特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「地方税の賦課事務（個人事業税）に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の賦課事務（個人事業税）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託及び再委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (2) 委託及び再委託先については、現状においても、作業場所へ私物の持込みが行われているとは認められないものの、その禁止規定等が不十分であることから、当該事務における個人番号導入までには、その旨の規定等整備を完了すること。
- (3) 委託先に対して特定個人情報ファイルの提供が発生する場合には、その配送方法について、契約上、委託先の責任とされている場合であっても、東京都の委託先に対する適正な監督として、その具体的な配送方法について報告書の提出を契約上明記することが望ましい。

なお、報告書の提出は、契約締結時及び配送方法の変更の都度、事前に委託先から提出させること。

- (4) 当該事務は、大規模な業務・システムであることに鑑みると、委託・再委託は、当該事務においての必要性が高いと考えられる一方で、リスクが高まる要素でもあるため、今後も引き続き、厳格な管理監督に努めること。

2 データの外部出力について

(1) 当該事務において使用する税務総合支援システムは、外部とのネットワーク接続を一切遮断しており、当該システムからの外部記録媒体による出力については、出力可能な端末をシステム管理部門及びデータセンターに限定し、承認手続を経ることで可能としており、データの外部出力について、適正な管理が行われている。今後も引き続き、外部記録媒体について厳格な運用管理に努めること。

(2) 当該事務において使用する国税連携システムは、全地方自治体が組織する一般財団法人地方税電子化協議会が運営するeL TAX（地方税ポータルシステム）の地方税ポータルセンター及び国税データ閲覧機能と総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）により接続しているのみである。

当該システムからの外部記録媒体による出力については、出力可能な端末をデータセンターに限定し、承認手続を経ることで可能としており、データの外部出力について、適正な管理が行われている。今後も引き続き、外部記録媒体について厳格な運用管理に努めること。

(3) 当該事務において使用する国税データ閲覧機能は、上記の国税連携システムとLGWANにより接続している。

また、当該機能が使用できる端末は、インターネットと接続しているセキュリティ対策が実施された庁内LANに接続しているが、当該機能から画像データを出力し、端末にローカル保存した際には、解除できないマスキング処理を当該機能のプログラムにより実施しており、適正な措置が取られている。ただし、今後も社会情勢の変化や技術の進歩に応じ、保護措置について継続的な検証に努めること。

当該機能からの外部記録媒体による出力については、出力可能な端末をデータセンターに限定し、承認手続を経ることで可能としており、データの外部出力について、適正な管理が行われている。今後も引き続き、外部記録媒体について厳格な運用管理に努めること。

3 アクセス権限の管理について

当該事務において使用する全てのシステムに係るアクセス権限について、詳細かつ適正に管理されていることが確認された。今後も、税制改正に伴うシステム改修や組織改正等への変更に対するアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

4 特定個人情報の提供について

東京都が税務署より取得した所得税申告書の写し等の書類について、他道府県に個人事業税の課税権があることが判明した場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第19条第12号に基づき他実施機関に提供することが当該事務において認められる。

当該提供については、個人番号導入までに、これらの書類の配達状況を追跡可能な方法によって実施することをマニュアル等の規程整備を行うことにより徹底することが望ましい。

5 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
平成27年4月24日	諮問
平成27年5月12日から 同月14日まで	本評価書案概要説明・審議 (第5回特定個人情報保護評価部会)
平成27年5月26日	審議(第6回特定個人情報保護評価部会)
平成27年6月24日	「地方税の賦課事務(個人事業税)に係る特定 個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

宇賀克也、藤原静雄、神橋一彦、宮内 宏